

議案第 5 号

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正  
について

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年大口町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 地域型保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業所等ごとに、当該地域型保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他地域型保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域型保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域型保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 地域型保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 地域的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動点呼車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、その他の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 地域的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案し

てこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「他の社会福祉施設等を併せて設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書きを削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例第7条の3第2項の規定の適用については、地域型保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する地域型保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(地域型保育事業者と非常災害)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第7条の2 <u>地域型保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業所等ごとに、当該地域型保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他地域型保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域型保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>地域型保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>地域型保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第7条の3 <u>地域的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動点呼車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、その他の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的と</u></p>	<p>(地域型保育事業者と非常災害)</p> <p>第7条 略</p>

新	旧
<p><u>した自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 地域型保育事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該地域型保育事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p> <p>第13条 削除</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 地域型保育事業者は、地域型保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 地域型保育事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該地域型保育事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p>第13条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 地域型保育事業者は、地域型保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>

## 改正要旨

### 1 改正の趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）を行うものに安全計画の策定や自動車を利用する場合の乳幼児の所在確認が義務付けられたこと及び懲戒権に関する規定の削除に伴い、関係規定を改正するものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 園児の安全確保に関する取組及び実施時期を定めた安全計画の策定

次の実施内容及びその内容について「いつ、何をすべきかを」を具体的に定めた安全計画を策定し、年間スケジュールを計画します。そして、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行います。

①施設・設備の安全点検の実施に関すること。

②園児や保護者に対し、施設内外での活動及び取組において、安全確保ができるために行う指導及び周知に関すること。

③避難訓練や救急対応等の計画的な実施に関すること。

④再発防止の徹底に関すること。

#### (2) 自動車での移動をする際の所在確認の義務化

自動車の乗降車の際に乳幼児の所在確認の実施及びブザー等見落とし防止装置の設置が義務化されました。

#### (3) 懲戒権に関する規定の削除

民法において、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務が定められるとともに、親権者の懲戒権（不当・不法な行為をこらしめるために制裁を加えること）が削除されたことに併せ、保育所においても、家庭と同様の扱いをすることとなり、子の人権の尊重や児童虐待防止を図ることとなったものです。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。